

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険給付の支給又は保険料徴収に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

那覇市長

## 公表日

令和2年3月24日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険給付の支給又は保険料徴収に関する事務
②事務の内容	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、介護保険給付に関する事務の管理を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。① 介護保険認定・給付、資格賦課収納の事務に係る申請書や届出書に関する確認 ② 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③ 保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④ 被保険者の資格記録の管理 ⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥ 保険料の徴収及びそれに伴う給付制限
③対象人数	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 10万人以上30万人未満 ]</span> <span>1) 1,000人未満</span> <span>2) 1,000人以上1万人未満</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span></span> <span>3) 1万人以上10万人未満</span> <span>4) 10万人以上30万人未満</span> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	Acrocity・RKK(介護保険システム)
②システムの機能	<p>介護保険システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【資格賦課情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の介護保険資格を管理する機能</li> <li>・被保険者に被保険者証等の各種証を発行・管理する機能</li> <li>・所得情報から保険料を決定し、通知する機能</li> </ul> <p>【徴収情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の収納状況を把握・管理する機能</li> <li>・保険料の過誤納の還付や充当を行う機能</li> <li>・滞納者及び滞納保険料等の滞納情報を把握・管理する機能</li> <li>・滞納者に給付制限を行う機能</li> </ul> <p>【認定情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の認定情報を管理する機能</li> </ul> <p>【給付情報管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)給付実績を管理する機能</li> <li>(2)居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請の受理及び審査並びに決定</li> <li>(3)居宅介護(予防)住宅改修費支給申請の受理及び審査並びに決定</li> <li>(4)居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書管理</li> <li>(5)特例居宅介護(予防)サービス費等支給申請の受理及び審査並びに決定</li> <li>(6)高額介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定</li> <li>(7)高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに証明書の発行</li> <li>(8)特定入居者介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに認定証の発行</li> <li>(9)旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定</li> <li>(10)負担割合の判定及び負担割合証の交付</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ ] 情報提供ネットワークシステム</span> <span>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</span> <span>[ ] 既存住民基本台帳システム</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</span> <span>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ ] その他 ( )</span> </div>
システム2	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報連携テーブル格納機能 :各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。</li> <li>2. 情報連携テーブル修正機能 :各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する。</li> <li>3. 情報連携テーブル参照機能 :各事務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携用テーブルを参照する。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ ] 情報提供ネットワークシステム</span> <span>[ ] 庁内連携システム</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</span> <span>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</span> </div>

③他のシステムとの接続

【 】 旧年度業務システムとの接続

【 】 旧年度業務システムとの接続

【○】宛名システム等

【 】 税務システム

【○】その他（各事務システム

）

システム3	
①システムの名称	宛名システム(番号連携サーバー)
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 :宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。各事務システムからの宛名番号要求に対し、宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 :宛名システムにおいて宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 :中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>4. 各事務システム連携機能 :各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 :中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 :セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム5		
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
介護保険システム		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の93,94,95の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条  (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課	
②所属長の役職名	ちゃーがんじゅう課長	
7. 他の評価実施機関		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条に基づいて那覇市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
その必要性	介護保険の被保険者(資格喪失者を含む)に対して適正な管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため</li> <li>・連絡先等情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・認定及び給付関係の基本情報として管理するため</li> <li>・地方税関係情報は、介護保険料を計算し、賦課・徴収をする必要があるため</li> <li>・医療保険関係情報は、医療費情報等を基に、高額医療高額介護サービス費の給付事務を行うため</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報は、認定情報等を基に給付事務を行うため</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・給付関係の基本情報として管理するため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福祉部 チャーがんじゅう課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	福祉部 チャーがんじゅう課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	I-2-システム1②の機能を円滑に執行するための基礎情報として使用	
情報の突合	・被保険者証番号若しくは個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月4日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託しない ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		



<b>移転先1</b>	健康部 国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療制度に係る事務
③移転する情報	別表第2 主務省令で定められた情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
<b>移転先2</b>	福祉部 保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還に関する事務
③移転する情報	別表第2 主務省令で定められた情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
<b>移転先3</b>	企画財務部 市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	市民税の賦課に関する事務
③移転する情報	別表第2 主務省令で定められた情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )

⑦ 時期・頻度

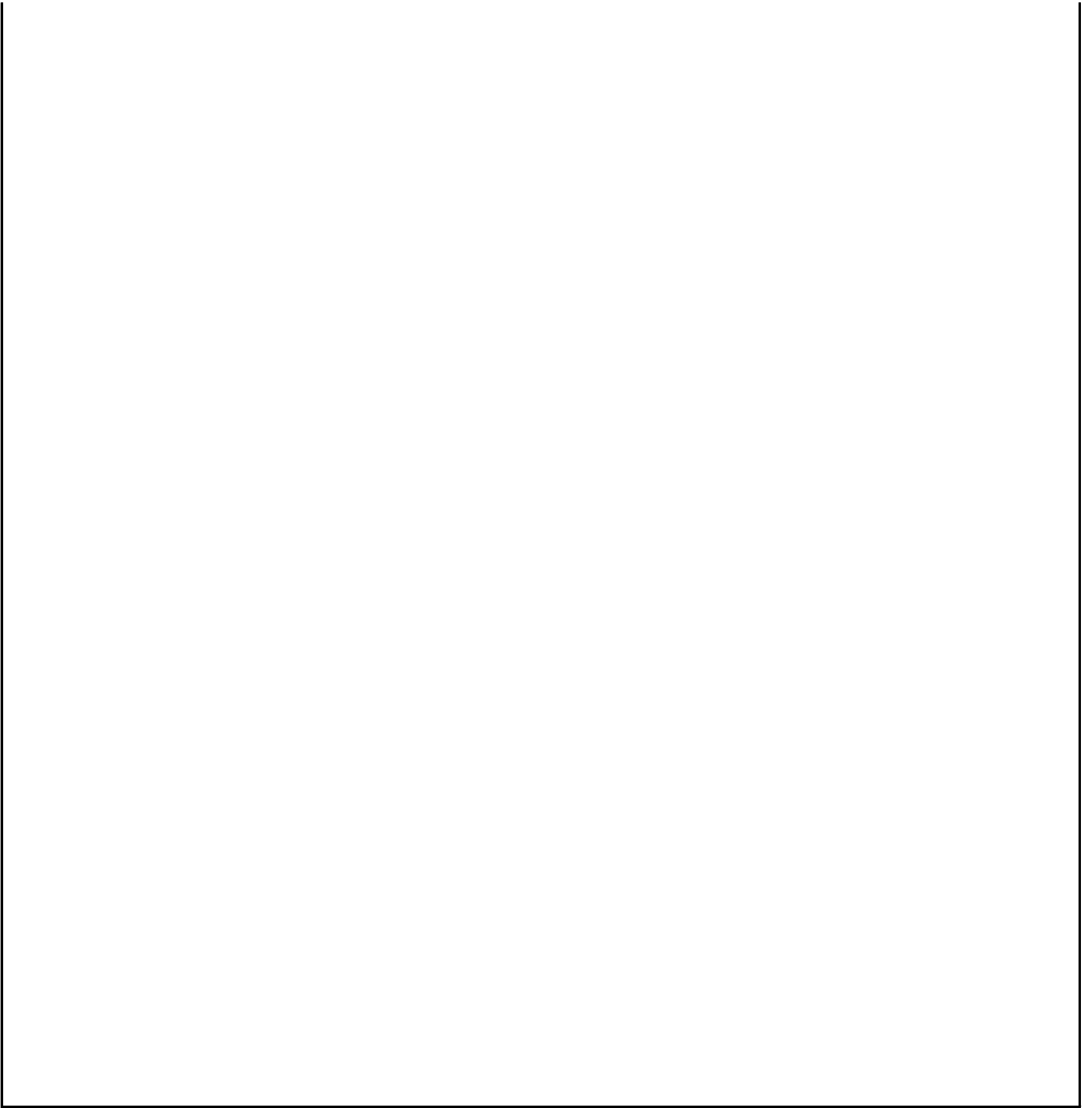
依頼のあった都度

<b>移転先4</b>	企画財務部 納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	市税等の徴収に関する事務
③移転する情報	別表第2 主務省令で定められた情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
<b>移転先5</b>	総務部 総務課市民防災室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	別表第2 主務省令で定められた情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
<b>移転先6</b>	福祉部 保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	別表第2 主務省令で定められた情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )

⑦時期・頻度	依頼のあった都度
<b>移転先7</b>	健康部 地域保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	別表第2 主務省令で定められた情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。
<b>7. 備考</b>	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

<b>【受給関係】</b>	<b>【介護認定関係】</b>
利用者負担額減額認定情報	調査員情報
負担限度額認定情報	審査員情報
訪問介護負担額減額認定情報	要介護認定情報
居宅サービス計画依頼届情報	訪問調査割当情報
給付額減額対象者情報	訪問調査割当情報 (NPO)
支払方法変更対象者情報	報酬一覧画面情報
社会福祉法人等利用者軽減対象認定情報	<b>【資格関係】</b>
総合事業対象者情報	宛名情報
負担割合情報	1号・2号被保険者情報
支給限度額情報	住所地特例者情報
非課税年金情報	住所地特例施設入所者情報
<b>【給付関係】</b>	市内施設入所者情報
高額医療合算自己負担額確認情報	介護保険者証交付者履歴
高額医療合算支給情報	適用除外者情報
高額介護サービス費算定情報	外国人資格取得者情報
高額総合事業サービス費算定情報	老齢年金受給者情報
高額介護サービス費支給情報	生保開始廃止情報
高額総合事業サービス費支給情報	住民税未申告者対象者情報
住宅改修費支給情報	<b>【賦課関係】</b>
償還払い支給情報	特別徴収対象者情報
福祉用具購入費支給情報	仮徴収対象者情報
介護給付差止期間情報	普徴対象者情報
<b>【国保連合会関係】</b>	所得照会依頼者情報
給付管理票情報	減免対象者情報
給付実績情報	過年度賦課対象者情報
給付費過誤申立書情報	代理納付対象者情報
給付費再審査申立書情報	督促・催告対象者情報
受給者台帳	





### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>・統合宛名システムの登録内容や住民基本台帳ネットワークを用いて確認を行う。</li> <li>・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険資格異動届出においては介護保険法第12条の規定に基づき、書面にて本人、又は世帯主あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず世帯主あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認行為を徹底していく。</li> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> <li>・統合宛名システムの登録内容を確認し、存在しない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認を行う。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っている。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 行っている</div> <div>2) 行っていない</div> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、その旨を職員及び受託者へ周知することで不正な使用の防止を図る。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書内に「秘密の保持」を定めている。</li> <li>・上記とは別途、「個人情報の取り扱い定める特約」を定めている。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講じる予定。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ移転先からの「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを「那覇市情報セキュリティポリシー」に定めている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムはデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>①中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>③特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課(〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、介護保険給付に関する事務の管理を行う。	事後	
平成28年4月1日	//	① 申請書や届出書に関する確認	① 介護保険認定・給付、資格賦課収納の事務に係る申請書や届出書に関する確認	事後	
平成28年4月1日	//	⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理	⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理	事後	
平成28年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	【給付情報管理】 ・給付実績を管理する機能 ・給付実績から高額介護サービス費対象者を把握・管理する機能 ・給付実績から高額医療・介護合算サービス費対象者を管理する機能 ・事業所情報を管理する機能	【給付情報管理】 (1)給付実績を管理する機能 (2)居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請の受理及び審査並びに決定 (3)居宅介護(予防)住宅改修費支給申請の受理及び審査並びに決定 (4)居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書管理 (5)特例居宅介護(予防)サービス費等支給申請の受理及び審査並びに決定 (6)高額介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定 (7)高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに証明書の発行 (8)特定入居者介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに認定証の発行 (9)旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定 (10)負担割合の判定及び負担割合証の交付	事後	
平成28年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	
平成28年4月1日	IV開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 総務部 総務課市政情報センター	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター	事後	



平成30年4月1日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	ちゃーがんじゅう課長 知念 功	ちゃーがんじゅう課長	事後	
令和2年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	Acrocity・MCWEL(介護保険システム)	Acrocity、RKK(介護保険システム)	事後	
令和2年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	別添1	別添1(変更後)	事後	
令和2年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	
令和2年2月1日	IIIリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	電子データの盗難を防ぐために、MCWEL:介護保険のサーバをデータセンターに設置している。	電子データの盗難を防ぐために、RKK:介護保険システムのサーバをデータセンターに設置している。	事後	
令和2年4月1日	IV開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター	事前	
令和3年9月10日	I -5 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の93,94,95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条  (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の93,94,95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条  (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	事後	
令和3年9月10日	II -5 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	事後	

令和3年9月10日	Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和3年9月10日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	